

# 地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について

## 1. 東大和市立図書館条例の一部改正の背景及び基本的な考え方

東大和市立桜が丘図書館及び東大和市立清原図書館（以下「地区館」という。）の開館日及び開館時間については、かねてから拡大の要望が市民等から寄せられており、また、隣接市の地区館の開館日等と比較しても差があるため、改善が必要となっていました。

市立図書館では、検討を始めるにあたり、厳しい財政事情のため新たな人員や経費の増が見込めない中、社会状況や地域の実情に見合った開館日及び開館時間はどのような内容とすべきかをまず定めることにしました。そして、東大和市立図書館協議会からの答申や、隣接市の状況及び利用者アンケート等を参考に、見直し案を次のように設定しました。

- (1) 清原図書館の休館日を週1日とする。
- (2) 桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施する。
- (3) 祝日（年末年始を除く）は開館する。

また、見直し内容を実現する方策として、「現体制（直営）での見直し」と「指定管理者制度の導入」の両面について、平成28年10月から具体的な検討を行い、結果としては、現体制（直営）での見直しについては困難であり、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用すれば可能であると判断をしました。

この検討結果については、教育委員会の承認後、市長へ報告し、指定管理者制度の導入の準備をさらに進めることとしました。

以上のことを踏まえ、東大和市立図書館条例に指定管理者制度を導入するための必要事項を定めるとともに、東大和市立図書館条例の内容を整理するため一部改正を行うものです。

## 2. 東大和市立図書館条例の一部改正の骨子

### (1) 開館時間及び休館日について

- ・ 開館時間及び休館日の内容を東大和市立図書館運営規則から移行し、規定します。変更内容については、地区館のみを対象としたもので、別表のとおりとなります。

### (2) その他同運営規則から同条例に移行する事項について

- ・ 図書館の事業内容について規定します。
- ・ 図書館への入館等の利用の制限について規定します。

### (3) 指定管理者制度の導入に係る事項について

- ・ 地区館の運営を指定管理者が行うことについて規定します。
- ・ 指定管理者の指定手続について規定します。
- ・ 指定管理者が行う業務内容について規定します。
- ・ 指定管理者が行う法令遵守、適切なサービスの提供、個人情報の取扱い等について規定します。
- ・ 指定管理者から教育委員会に対する業務の報告について規定します。
- ・ 指定管理者の指定の取消し及び業務停止命令について規定します。

## 3. 経費抑制及び事業者の選定

指定管理者制度の導入に伴う経費については、現体制における地区館の運営に係る経費を目安として上限とし、さらに公募型プロポーザル方式の採用により事業者からの提案を受け、経費の抑制と導入の効果を総合的に勘案し事業者を選定します。

## 4. 今後のスケジュール (予定)

期 間	内 容
令和2年9月7日～10月6日	パブリックコメントの実施
令和2年10月7日 ～12月中旬	パブリックコメントへの意見等の整理 東大和市立図書館条例改正案の整理、確定
令和3年2月	令和3年第1回市議会定例会に提案
令和3年4月	指定管理者募集開始
令和4年4月1日	指定管理者による地区館の運営開始

別表

【桜が丘図書館】

改正後		改正前	
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日、<u>火曜日</u>、木曜日、土曜日<u>及び祝日</u></li> <li>午前10時～午後5時</li> <li>・<u>水曜日及び金曜日</u></li> <li>午前10時～午後7時</li> </ul>	開館時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日、<u>月曜日</u>、<u>水曜日</u>、木曜日、<u>金曜日</u>、土曜日</li> <li>午前10時～午後5時</li> </ul>
休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>月曜日(祝日は開館)</u></li> <li>・<u>祝日の翌日(土曜日又は日曜日と重なった場合は火曜日)</u></li> <li>・第3木曜日</li> <li>・特別資料整理期間</li> <li>・年末年始</li> </ul>	休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>火曜日</u></li> <li>・<u>祝日(土曜日又は日曜日と重なった場合は開館)</u></li> <li>・第3木曜日</li> <li>・特別資料整理期間</li> <li>・年末年始</li> </ul>

【清原図書館】

改正後		改正前	
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日、<u>火曜日</u>、<u>水曜日</u>、木曜日、<u>金曜日</u>、土曜日<u>及び祝日</u></li> <li>午前10時～午後5時</li> </ul>	開館時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日、水曜日、木曜日、<u>金曜日</u>、土曜日</li> <li>午前10時～午後5時</li> </ul>
休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>月曜日(祝日は開館)</u></li> <li>・<u>祝日の翌日(土曜日又は日曜日と重なった場合は火曜日)</u></li> <li>・第3木曜日</li> <li>・特別資料整理期間</li> <li>・年末年始</li> </ul>	休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>月曜日及び火曜日</u></li> <li>・<u>祝日(土曜日又は日曜日と重なった場合は開館)</u></li> <li>・第3木曜日</li> <li>・特別資料整理期間</li> <li>・年末年始</li> </ul>

【参考：資料の取扱いに係る地区館（指定管理者）と中央館の役割分担】

業務内容	役割分担
選書	地区館からは、第一次選定のリストを提出してもらい、最終的には中央館で決定し購入します。
除籍	引き抜き作業は地区館も行いますが、最終的な除籍はすべて中央館で行います。
レファレンス	端末等によりその場で確認できる軽易なレファレンスは地区館においても行います。ただし、難度の高いレファレンスは、中央館で対応します。